

渋川市東部学校給食共同調理場調理配送等業務委託審査基準

1 事業者選定に当たっての手順

(1) 提案点評価

各事業者の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、渋川市南部及び東部学校給食共同調理場調理配送等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査し、別紙渋川市東部学校給食共同調理場調理配送等業務委託評価基準表（以下「基準表」という。）に基づき、採点する。

(2) 価格点評価

提出された見積金額の評価を行う。

2 評価点数

(1) 提案点

ア 評価項目単位の採点

基準表の各項目（計11項目）について、評価の着目点に応じ、1点から5点までの5段階により評価を行う。5段階の目安は、次のとおりとする。

5点	優れている
4点	やや優れている
3点	普通
2点	やや劣っている
1点	劣っている

イ 評価項目単位のウェイト

評価項目の重要度に応じ、2から10までのウェイトを設定する。

ウ 配点

基準表の各評価項目に配分する得点は、「採点×ウェイト」とし、その上限の合計を次のとおりとする。

評価項目	配点
会社の体制	50
提案内容	270
合計	320

提案点については、委員1人当たり320点とする。

また、事業者別に、評価項目合計点の最高得点及び最低得点を配した選定委員の得点を除いた点数を合計し、満点は2,240点とする。

(2) 価格点

価格点の計算は、事業者別に次の算定式により計算し、満点を560点とする。予算額及び見積額は、税抜き金額で計算する。

$$\text{価格点} = 560 \text{点} \times (\text{予算額} - \text{提案された見積金額}) / (\text{予算額} - \text{最低提案見積金額})$$

※小数点以下を切り捨てる。

(3) 第一次審査合格事業者が3者以内の場合、提案点と価格点の合計得点により順位を決する。

第一次審査合格事業者が4者以上の場合、提案点の順位が参加事業者中、上位4/5以内の者に対し、価格点を加えて順位を決定する。

3 優先交渉者の選定

プレゼンテーション終了後、審査委員会の全委員による採点審査を経て、総計評価点数の最も高い提案者を優先交渉者として選定する。

同点の場合は、提案点のうち「提案内容」の評価項目点の合計が高いものを優先交渉者として選定する。これも同点の場合は、審査委員会の委員長の判断により決定する。

また、優先交渉者が辞退を申し出た場合は、次点の事業者を優先交渉者とする。